

“支え合い 学び合い 高め合おう” 自尊感情を育む学校づくりをめざして

玉野市立宇野中学校いじめ防止基本方針(R2年改定版)

「非いじめ三原則 ～しない・させない・見逃さない～」

(平成29年度宇野中学校人権宣言)

◆ いじめ防止基本方針改定の経緯 ◆

平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行され、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定されました。また、平成26年には「岡山県いじめ問題対策基本方針」が策定され、本校でもその方針に基づき「いじめ防止基本方針」を策定し、これまでいじめ問題に取り組んできました。

平成30年1月には「岡山県いじめ防止基本方針」が改定されたことを受け、本校でも「いじめ防止基本方針」を一部改定し、新たな視点で取り組んでいくこととしました。

◆ はじめに ◆

教育の場である学校は、だれもが安心して生き生きと過ごせる場所でなければなりません。しかしながら、依然として「いじめ問題」は、学校教育にとって、人権及び生徒指導上の大きな問題となっています。また、急速な情報技術の発展によって、インターネットや携帯電話を利用した新たないじめ問題が発生し、いじめはますます、複雑化・潜在化する様相を見せています。

「いじめ」は決して許される行為ではありません。私たちは、目の前にいる子どもたちの生命や安全、人としての尊厳が脅かされることのないように、また、被害者は勿論のこと、加害者や周囲の子どもたちの健全な育ちを「いじめ」によって阻害されてしまうことのないように、全力をあげて取り組んでいかなければなりません。

本校では、全教職員で共通理解を図り、チームとして様々な課題に対応してきましたが、改めて、いじめ問題に取り組む基本姿勢を共通理解し、より組織的にいじめ問題に取り組むことができるように、「宇野中学校いじめ防止基本方針」を改定いたしました。この基本方針は、国のいじめ防止対策推進法に基づき、本校の実態や地域の実情を踏まえ、「いじめはどの学校にもどの生徒にも起こりうるものである」という認識のもとに、いじめ防止のための取組の基本的な方向や内容を記述したものです。

いじめの問題は、互いに認め合い共に生きる社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の国民的課題であることから、その解決に向けては、関係者が一体となって取り組むことが必要です。この「宇野中学校いじめ防止基本方針」が、教職員・保護者・地域・学区の小学校・関係機関との連携した取組の指針となることを願っています。

◆ 本校が行ういじめの防止等に関する取組 ◆

1 いじめの未然防止のための取組(いじめを生まない土壌づくり・人づくり)

いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要です。そのためには、「いじめは決して許されない人権を侵害する行為である」ことを理解させ、生徒がいじめを自らの問題ととらえ、いじめをしない・させない・許さないという意識を持つことや、主体的に改善していこうとする力を育成することが必要です。同時に、学校の教育活動全体を通して、生徒の感性や道徳心、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる人権感覚等の豊かな心を育むことや心の通い合う人間関係をつくっていくことも大切です。また、生徒が「夢」や「希望」の実現に向けて努力することによって、充実感や、自己有用感を感じることでできる学校生活づくりや、落ち着いた学習や学級活動の基礎となる学習規律や生活規律の定着も、未然防止の観点から欠かすことのできないものと考えています。

本校では、人権教育や道徳教育の推進、キャリア教育の充実、お互いを支え認め合える集団づくり、積極的な体験活動等の実施とともに、基礎学力の保障や規範意識の向上等、様々な教育活動に取り組み、いじめの未然防止に関する計画的・継続的な指導を行っていきます。

① 人権教育の推進

生命や人権尊重の精神を基盤に据え、生徒一人ひとりを大切にする学校づくり、思いやりのある学級・学校づくり、共に学び、励まし、支え合う仲間意識の涵養に努めます。また、学校のあらゆる教育活動を通して、生徒の自尊感情を育むとともに、いじめ問題の解決に主体的に取り組む意欲や態度を育てる実践的な人権教育を推進します。

人権集会を中心とした人権学習、人権目標、人権講演会、いじめ防止プロジェクトの実施、福祉に関する出前授業、スクールカウンセラーによる研修・授業

② 道徳教育の充実、豊かな心の育成

道徳の授業と行事・各教科等との関連性を明確にして、全校で、社会性や規範意識等の豊かな心を育む道徳教育を実践していきます。特に、良好な人間関係の基本となる「思いやり」や「生命尊重」を重点化した取組を行います。また、教材や資料を開発・吟味し、生徒が心を揺さぶられ、いじめの問題に真剣に向き合ったり、主体的に自分自身の生活や行動を見つめ直したりしていけるような道徳の授業を積み重ねていきます。

全校道徳、性教育

③ 生き方を考えさせるキャリア教育の推進

教育活動全般を通して、キャリア教育を充実させます。生徒に「将来のなりたい自分」や人間としての自らの生き方を考えさせ、夢や目標に向かって、今を頑張り充実させていこうとする意欲を育てていきます。

職業調べ、チャレンジワーク、高校との連携、2年あすなろの会、地域調べ（地域の活性化）、講演会

④ 人間関係づくり・集団づくりの推進

いじめの未然防止に有効な手立ては、子どもたちの健全なネットワークづくりに他なりません。また、いじめ問題の解決には、学級集団に互いに支え合う風土を培い、学級集団のもつ「いじめの抑止力」を有効に発揮させることが重要とされています。

そのためには、特にいじめの周囲に位置している大多数の「観衆」や「傍観者」と呼ばれる生徒が、他者に対して温かい共感や援助的な行動（＝思いやりの心や行動）ができる集団に育ち、いじめを発見したときに、見て見ぬ振りしない集団となる必要があります。

本校では、あらゆる場面で「人間関係づくり」「集団づくり」を意識した取組を行っています。

- ・ 学級活動や行事、総合的な学習の時間、部活動等を通して、生徒一人一人が「自分を理解する」「自分を適切に表現する」「仲間を理解して受け入れ信頼関係を築く」等の人間関係力やコミュニケーション力、社会的スキル等を育てていきます。そして、仲間同士で認め合い支え合う関係を深め、居場所のある温かい集団づくりを進めていきます。（すごろくトーキング等）
- ・ スクールカウンセラーの協力のもと、構成的グループエンカウンターを中心とした人間関係づくりのプログラムを通して、思いやりの心を育て、他者と関わるための力を育成します。
- ・ 表現力を高めるために、演劇活動を取り入れたり、話し合いや学び合いを積極的に取り入れたりする授業づくりを行います。
- ・ 感動や達成感、所属感を生徒が感じられる学校行事を生徒自らが作り上げ、個や集団の成長を図ります。
- ・ 生徒の実態把握のためQ-U等の検査やアンケートを実施します。
- ・ いじめを許さない風土を生徒の中から醸成していくために、生徒会活動や生徒の主体的な活動を活性化し、生徒の自治力を育てていきます。

⑤ 体験活動の推進

生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、社会性や自己有用感、表現力等を育むため、自然体験活動や集団宿泊体験、福祉体験活動、ボランティア活動等の様々な体験活動を推進するとともに、地域行事への参加や異年齢交流等の取り組みを充実させていきます。

避難訓練、地域行事への参加、あいさつ運動、夏ボランティアや清掃ボランティア、認知症サポーター養成講座、福祉体験

⑥ 情報モラル教育（ネットいじめへの対応）

インターネットやスマートフォンを利用したいじめ（ネットいじめ）への対応のため、実態を把握して、発達段階に応じて、情報モラルを身に付けさせる情報モラル教育に取り組みます。

また、保護者に対しても、スマートフォン等のもたらす様々な問題について、あらゆる機会を利用して啓発を繰り返します。

実態調査、情報モラル教育、外部講師による情報セキュリティー等の講演会、防犯教室

⑦ 学力保障の取組

生徒がいじめへ向かう要因の多くに個々の抱えるストレスがあります。生徒の感じるストレスの軽減は、いじめの未然防止のためには非常に重要であると考えています。「わかる授業」の創造や個別指導等の支援を推進して、「学習に対するストレス」の軽減に取り組みます。

- ・ 「学校はみんなで勉強するところ」ということを生徒や保護者に意識づけ、教職員が同じ方針で授業規律を徹底することによって、落ち着いた学習環境をつくっていきます。
- ・ 協働的な学習を学習過程に組み込み、基礎学力の定着や学習意欲の向上をめざします。
- ・ 「分からない」と言える集団づくり、失敗しても大丈夫と思える雰囲気づくりに全教職員で取り組みます。
- ・ 研究授業や参観授業等の教職員研修をさらに活性化させ、教職員の授業改善をめざします。特に、授業のUD化、ICTの活用、習熟度別少人数指導、明確な目標等を取り入れて、「わかる授業」を実践して、基礎学力の定着を図ります。
- ・ 毎日の定着学習、放課後や長期休業中の補充学習、テスト期間中の質問教室等を充実させます。また、宿題の出し方を全校で工夫したり、学区で行っている家庭学習強化週間の取組をさらに推進したりするなどして、基礎学力の向上を図ります。

⑧ 教職員研修の充実

教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、発達障害の専門家等を活用した校内研修や教職員が特別支援・生徒指導のスキルアップを図るための研修を推進します。また、人間関係づくりの手法等をスクールカウンセラーから研修することによって、教職員のカウンセリング能力やカウンセリングのエッセンスを生かした授業や学級経営ができる力を伸ばしていきます。

⑨ 地域や家庭との連携・啓発

保護者や地域の方々が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、PTAや地域の関係団体と連携を進め、学校と地域や家庭が組織的に連携・協働する体制をつくっていきます。さらに、大人が手本となって生徒の健全な成長にとって好ましい環境をつくっていくことや、生徒の育ちに関心をもち、大人自身の生き方を示すことの必要性を啓発していきます。

2 いじめの早期発見の取組

本校では、すべての教職員が「いじめはどこにでも、どの子にも起こりうるもの」「大人が気づきにくく判断しにくい形」で行われることを認識し、危機意識をもって生徒を見守ります。日々の会話や観察、生活ノートのやりとり、保護者との連絡等から生徒理解に努め、生徒の小さな変化や兆候を見逃さない力を向上させていきます。

さらに、教職員の間で情報を共有し、早い段階から関わりをもつ等の手立てを講じて、いじめの早期発見に努めます。

① 教育相談体制の充実と積極的な実態把握

教職員は、適切なカウンセリングマインドを持ち、生徒が何でも相談できる人間関係づくりに努めます。さらに、スクールカウンセラーや養護教諭、スクールソーシャルワーカーと効果的に連携し、生徒の悩みを積極的に受け止める相談機能を充実させます。

また、生徒の実態を積極的に把握するために、日々の生活ノートの活用や定期的な教育相談（個人面談の実施）・いじめアンケートを行います。

② 校内の情報共有体制の整備

校内での生徒の小さな変化も見逃さない生徒指導上の情報共有体制の充実に努めます。担任だけの判断にとどまらないように、情報の整理と分析を行いながら、組織的・積極的な指導支援を行っていく校内の生徒指導体制の充実を図ります。

③ 地域や家庭からの情報提供等依頼

保護者や地域に対して、いじめに関する情報（疑いも含む）を察知した時点ですぐに学校へ連絡し、情報を提供していただけるように、機会を捉えて依頼していきます。

また、あいさつ運動や交通指導、PTA行事や地域行事等への生徒や教職員の参加を通して、情報提供の機会を増やしたり、情報提供を受けやすい雰囲気づくりに努めたりしていきます。

特に保護者の方々には、積極的にいじめの未然防止、早期発見、解消に関わっていただくように協力をお願いしていきます。

3 発生したいじめへの対応

いじめをより積極的に認知し、100%の解消をめざし、組織的に徹底して解消に取り組んでいきます。

発生した事案については、いじめを受けた生徒への支援を最優先としながら、関係する保護者と連携し、いじめた生徒への厳しい指導を行うとともに、いじめに向かわせた要因へ働きかける指導支援に取り組み、再発防止に努めます。

また、該当する生徒だけでなく、学級・学年の問題として、いじめを許さない集団づくりに取り組んでいきます。

なお、発生したいじめのすべてを教育委員会へ報告するとともに、重大な事案については警察に相談・通報する等の毅然とした対応を行います。

重大事態と思われるいじめの例

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・被害生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている場合

① いじめの認知

いじめを認知した場合は、速やかに校内いじめ対策委員会（生徒指導部会）を招集し、教職員で情報を共有し、保護者と連携しながら、組織的対応を行っていきます。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を慎重に行い、いじめに該当するかどうかを判断します。

② 事実の明確化

いじめの実態については、多くの生徒が関係していたり、過去にさかのぼって調査したりしなければならない場合もあり、事実を明確にしていくことが難しいことありますが、関係者からの聞き取りやアンケート調査等、できる限りの手立てを用いて明確にして、保護者に伝えていきます。

重大事態等の事案では、市のいじめ問題対策連絡協議会等の介入調査が求められる場合もあるので、教育委員会との連携を密にしながら事実調査をしていきます。また、事実関係や指導の経緯等の情報は適切に記録し、保管しておくようにします。

③ 生徒・保護者への指導・支援

いじめを受けた生徒等の心に寄り添ったケアを最優先に取り組み、スクールカウンセラー等の専門家の支援も依頼しながら、安心して登校できる状況を構築します。また、発生した事実と長期的な再発防止に向けた取組を、できるだけ明確に、いじめられた生徒等の保護者に伝え、協力を仰ぎます。

また、いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした対応で指導し、重大事態を招くような事案の場合は、警察との連携により厳しい指導を行うとともに、いじめに向かわせた要因を把握・分析し、その根本的な要因解決に向けた取組を行います。保護者に対しては、事実を明確に伝え、家庭での規範意識向上への働きかけや心に寄り添った厳しい指導を依頼します。

④ 集団への指導

いじめには、いじめられた生徒といじめた生徒という立場だけでなく、いじめが発生した所属集団での「傍観者」等の集団構造があります。あらゆる手立てを講じて、いじめを許さない集団の醸成に努めるとともに、いじめられた生徒を支えることができる風土を構築していきます。

⑤ 特に配慮が必要な児童生徒への対応

発達障害を含む障害のある生徒や国際結婚の保護者をもつなど外国につながる生徒、性的マイノリティである可能性がある生徒、東日本大震災により被災した生徒等、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に適切な支援を行っていきます。

⑥ 問題解決に向けた多様な外部人材等の活用

解決困難な重大事態等が発生した場合は、問題解決を図るため、教育委員会・弁護士・警察等の多様な外部支援人材を積極的に活用できる体制を整えます。

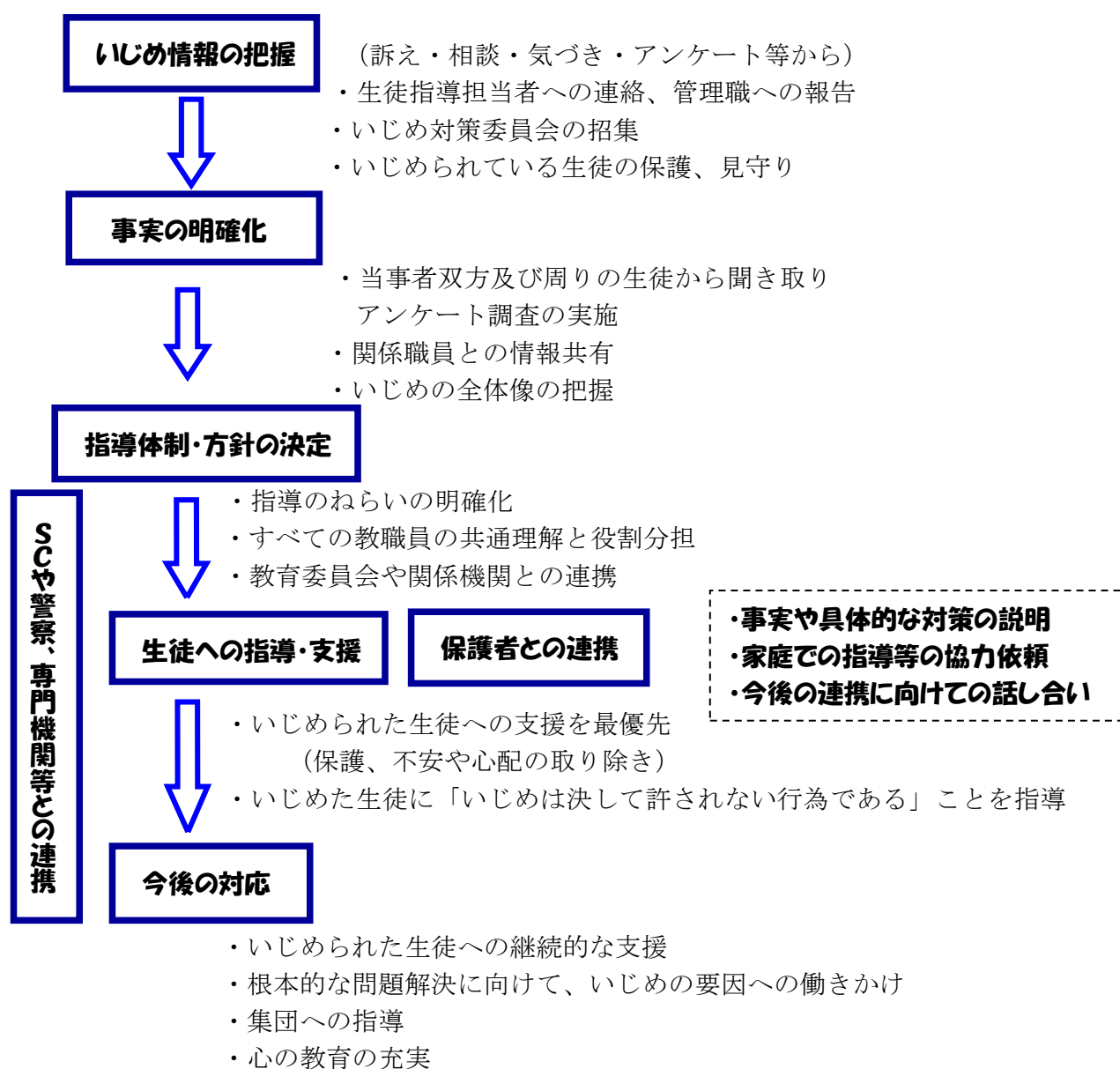
⑦ いじめの解消

いじめの解消については、次の2つの点から判断するものとします。

- ・ いじめに係る行為が止んでいること（被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月続いている。）
- ・ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（面接などで確認する。）

<いじめ対応の基本的な流れ>

～問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応～



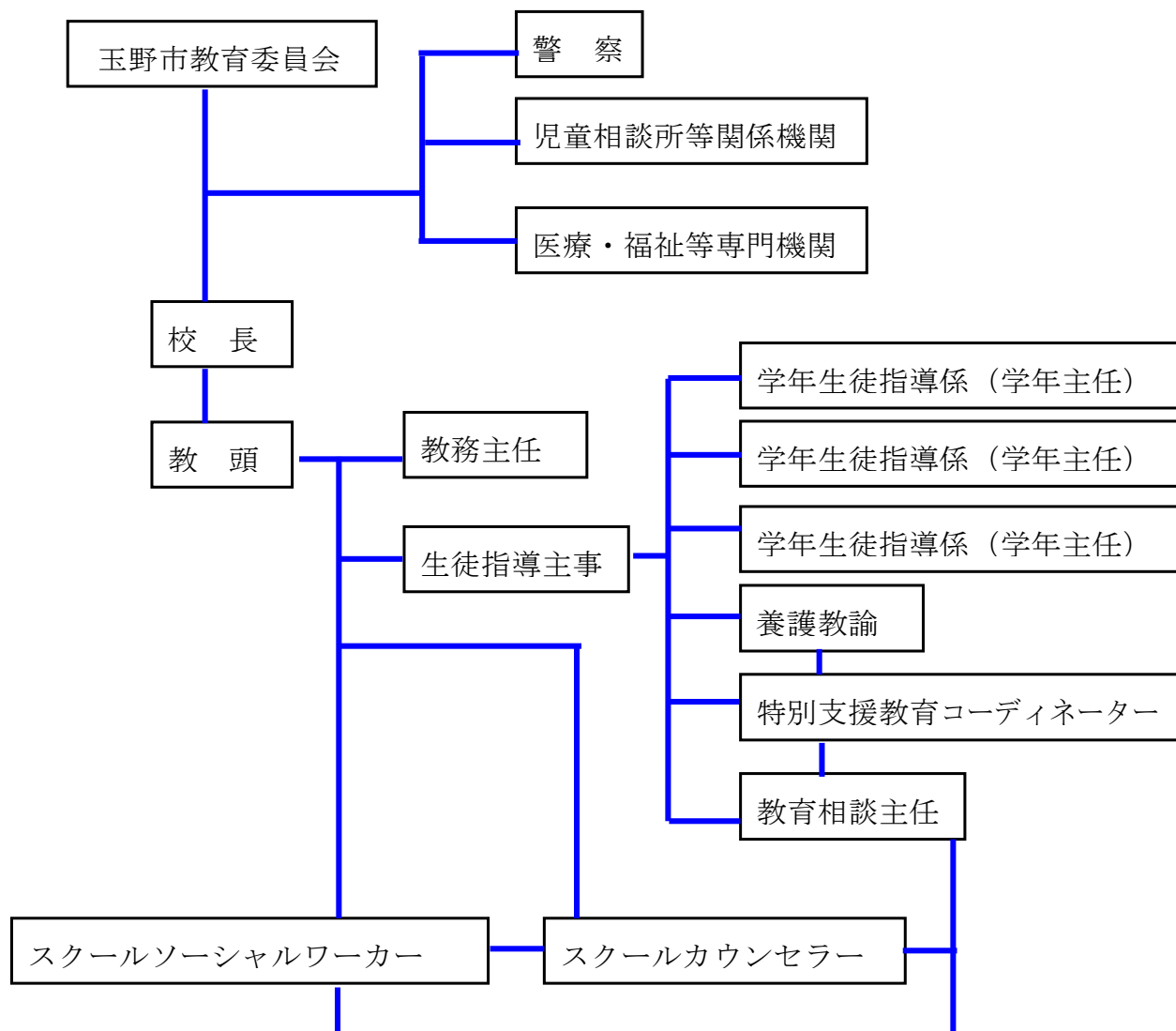
※ いじめの重大事態が発生した場合には「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文科省)による対応を行う。

4 いじめに対応する校内組織の編成

いじめの未然防止のための本校の取組や発生したいじめへの組織的な対応を推進するため、「いじめ対策委員会」を組織して、いじめ対策の不断の取組に努めます。

この委員会は、校内の教職員だけでなく、外部の関係者にも参画してもらうと共に、教育委員会とも連携を図りながら運営していきます。

いじめ対策委員会＜委員会の構成員＞



＜委員会の役割＞

- 学校の基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめの相談や通報の窓口となる。
- いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- いじめの疑いのある情報に対して、組織的に対応するための中核となる。